

【新設】明細書不発行方式利用規定

第1条 明細書不発行方式

- 「明細書不発行方式」（以下「本方式」といいます。）とは、通帳及び取引明細書を発行しない方式をいいます。
- 本方式が適用される口座（以下「ご利用口座」といいます。）においては、当社及び提携ATMにより預入れ及び払戻しを行うことができます。なお、キャッシュカードを保持しないお客さまがATMでの取引を希望する場合は、別途キャッシュカードの発行をお申込みいただく必要があります。
- 普通預金規定第16条第1項第4号、普通預金規定（インターネット支店用）第15条第1項第3号及び総合口座取引規定第19条第1項第4号の「明細書不発行方式」には、本規定が適用されます。

第2条 取引明細の閲覧

- スマートフォンアプリ、インターネットバンキング、ビジネスバンキング等、取引明細の閲覧が可能な各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）の契約があるご利用口座の場合は、当該サービスにおいて、取引明細の閲覧が可能です。この場合の取引明細の閲覧は、各種サービス規定等に基づきます。
- 各種サービスの契約がないご利用口座の場合で、お客さまが取引明細の閲覧を希望するときは、別途各種サービスをお申込みいただく必要があります。この場合、各種サービスの契約手続完了以降の取引明細から閲覧可能となります。

第3条 本方式に変更後の取扱い

- 通帳及び取引明細書の発行方式が通帳方式、ブックフリー方式及びデジタル通帳方式から本方式に変更となった場合、変更時点で通帳記入されていない取引明細、又は取引明細書が発行されていない取引明細は、前条第1項の場合を除いて閲覧することができません。この場合、お客さまは当社所定の手続により取引明細の発行を依頼することができます。
- 通帳及び取引明細書の発行方式が、通帳方式から本方式に変更となった場合の「通帳」、及びブックフリー方式から本方式に変更となった場合の「ブックフリー専用フォルダー」は、変更時点でご利用いただけなくなります。

第4条 預金の預入れ及び払戻し

- ご利用口座に当社所定のキャッシュカードが発行されている場合、お客さまは当社ATM及び提携ATMにて当社キャッシュカード規定による預入れ及び払戻し（当座貸越を利用した普通預金口座の払戻しを含みます。）ができます。ただし、当社がやむを得ないと認める場合は、ご利用口座の開設店（以下「お取引店」といいます。）において、本人確認書類の提出その他当社所定の方法により取り扱うものとします。
- ご利用口座に当社所定のキャッシュカードが発行されていない場合、お客さまはお取引店において、本人確認書類の提出その他当社所定の方法により、預入れ及び払戻しができます。

第5条 届出事項の変更

お客さまは、住所・氏名などの届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により変更手続を行ってください。このお届出又はお手続前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第6条 本方式の解約

- 本方式は、お客さま又は当社の都合により、いつでも解約することができます。ただし、次項に定める通帳及び取引明細書の発行方式の変更に該当しない場合は、ご利用口座の解約をあわせて行う必要があります。
- お客さまの都合によりご利用口座の通帳及び取引明細書の発行方式を通帳方式、ブックフリー方式及びデジタル通帳方式に変更する場合は、当社所定の依頼書を提出することにより本方式は解約となります。

第7条 通知等

お客さまから届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知又は送付書類を発送したときには、

延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

第8条 規定等の準用

本方式の利用にあたっては、本規定に加え、当社の各預金規定、及び各サービス規定により取り扱います。なお、本契約終了後も、各預金及び各サービスについては、各々の規定により取り扱います。

第9条 規定の変更等

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要があるときには、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更されたときには、変更後の内容が適用されます。

第10条 準拠法・管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じたときには、当社本店又はお取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2024年1月22日現在)